

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な雇用対策について

- (1) 持続可能で自立したまちづくりをしていくため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。
- (2) 地方の中小企業の働き方改革について、周知・広報・相談対応を強化すること。また、企業の生産性向上策及び賃金・待遇改善策に対する支援措置の拡充を図ること。

2. 高齢者の雇用対策を充実すること。

また、シルバー人材センター事業について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、所要の措置を講じること。

3. 女性の雇用対策を充実すること。

4. 性別に関わりなく育児・介護休業を取得しやすい環境を整備するとともに、取得により経済的不利益が生じることなく、キャリアを維持できるよう、労働政策の抜本的な改革を進めること。

5. 外国人労働者が賃金の高い都市部に集中することがないように必要な措置を講じること。

また、外国人材の就労環境について、国において適正な体制整備を図ること。

さらに、中小企業等及び都市自治体が行う外国人材の受入れ体制整備等に対する財政措置や総合的な支援策を講じること。

6. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を撤

廃し、設置の継続を可能にすること。

7. 地域若者サポートステーション事業について、委託期間を複数年とすること。また、都市自治体が民間団体と連携して実施する支援事業について、十分な財政措置を講じること。